

博士論文の要約

氏名 西山 剛

論文題目 中近世における職能集団と権威 -駕輿丁・力者・輿舁の存在形態を通して-

本研究は、前近代社会における職能集団の存在形態を考察し、その実態を明らかにすることにある。とくに天皇や将軍、公家や武家、有力な寺院や神社など、各権門の有力者の移動に際して輿を舁き、その移動を直接的に担った人々（以下、「輿舁」）を対象とし、実体的な諸側面に光をあてながら具体的にその姿を捉えることを目的とした。

研究を行うにあたり身分制論、都市論、職能民論等の先行研究に学んだ。とくに職能民論では、網野善彦が提示した職人論（非農業民論）を批判的に継承した近年の研究成果を重視し、①政治体制や経済システムを含めた社会の変化がいかに固有の社会集団を変質させていくのかを中近世にわたる中長期的スパンで分析を行うこと、②中近世に及ぶ長大な「輿舁」の歴史の中で、彼らはどのような志向を持ち、集団を維持してきたのかを、集団そのものの内的な動機を含めて考察すること、③駕輿丁、力者、輿舁という異なる身分に所属する人々による「輿を舁く」という行為を比較し、その職能の本質的意義を追求すること、の三点に留意した。

博士論文は第1部「禁裏駕輿丁 -天皇の輿を舁く人々-」、第2部「力者と輿舁 -神輿・御輿・棺を舁く人々-」の2部構成とし、前者では朝廷に所属し、天皇の行幸に勤仕する禁裏駕輿丁について、後者では、祇園会神輿駕輿丁、八瀬童子、大雲寺力者、その他中近世社会における多様な輿舁についてそれぞれの存在形態とその職能について考察を加えた。とくにこれら駕輿丁、力者、輿舁たちの複数の社会集団のいくつかは、上位権力から課役免除特権を獲得しており、その特権のあり方に関する考察も論考のなかでは重視した。以下、内容を概観すると以下ようになる。

A) 禁裏駕輿丁

行幸において天皇が乗る輿に勤仕する存在であるが、平安時代末期より在京するもの（在京駕輿丁）と在地において駕輿丁身分を獲得するもの（散在駕輿丁）に分化し、主に後者が特権的な商業者集団へと変質し、中世に至った。中世後期以降、駕輿丁は御服や米穀などの分野で独占商売を行使するようになり、また駕輿丁の組織自体も四府駕輿丁の名のもとに統合していくこととなった。中世段階においては商業者集団としての側面が強化されたが、その源泉である諸役免除特権は、駕輿丁が輿舁として朝廷に勤仕するからこそ発されるものであり、駕輿丁の最も根本的な存在形態は天皇の輿舁であると結論した。

B) 祇園会神輿駕輿丁

三基ある祇園会神輿（牛頭天王を乗せる大宮神輿・その妻神・婆利采女を乗せる少将井神輿・八柱の子神を乗せる八王子神輿）のうち、少将井神輿・八王子神輿の駕輿丁に着目した。これら二基の神輿は、京都に居住する町人が差定されて勤仕し、神輿駕輿丁を出す町々は近世に至ると轅町として把握された。このうち、とくに八王子神輿を昇く人々を出す町々は、大政所御旅所旧地を圍繞して設定され、この御旅所にこそ駕輿丁差定の根本原理があったことを示していると考えた。また八王子駕輿丁・少将井駕輿丁は、上位権力から諸役免除等の特権が付与された形跡はないが、神輿の輿舁であることを利用し、自らの町に祇園神輿を引き入れ、栈敷を構えるなどの行為を行っていた。ここからは役町として神輿渡御の差配権を持つという矜持が見て取れ、神輿渡御こそが特権的行為であったと考えた。

C) 八瀬童子（山門輿舁・室町將軍輿舁）

八瀬童子は青蓮院に所属し、上層僧侶が叡山を登山・下山する際にこれに勤仕する職能民であった。また一方で彼らは杣人でもあり、山林資源を産出しながら、そこで獲得される山々の知識を生活知として集積する主体でもあった。

室町時代に至り、足利義満の比叡山御幸の際に將軍の輿舁として勤仕し、以後同様の儀式が行われた際は八瀬童子の勤仕が慣習化した。前代まで蓄積された生活知と技能が、比叡山御幸という政治儀礼の中で引き上げられ、厳儀の中に編成されたということが出来る。八瀬童子はこれをきっかけとして諸役免除特権を拡大し、自らの生産活動や商業活動を大きく展開させた。

D) 大雲寺力者（天皇葬送の輿舁）

大雲寺力者は、天皇、上皇、女院など極めて高位の人物の葬送儀礼において宝龕勤仕を行う職能集団であった。とくに彼らは、龕前堂において棺が入れられた宝龕を舁ぎ、移動させる段階で職能を果たしていた。宝龕とは、被葬者である天皇に仏性が付与され、聖別された存在となったことを意味し、宝龕の移動は葬送儀礼全体の中でもとりわけ中核的な儀礼として位置付けられる。

また、近世を通じて大雲寺力者は大徳寺、妙心寺、知恩院など京中の名刹に勅使がたてられた場合、その力者として活動する側面も持っていた。この頃、御所を離れて遠行する形式の行幸が停止しており、輿舁としての実態的な職能を有していた集団が大雲寺力者たちなのである。この点に着眼した公武が、新体制として刷新する後光明天皇の葬送儀礼に際し、彼らの動員をはかったのではないかと考えた。

その他の輿舁・力者

その他の輿舁・力者として本研究では大和・大乘院配下の輿舁、公家・西洞院家に差配

される輿舁についても言及した。

まず大乗院における輿舁は門跡配下の輿舁と南都中の輿舁の二系統が存在した。このうち後者の輿舁集団は、大和各地に存在する作手が門跡の要請に応じて輿舁として出仕したものであり、御作手と言われる統率者に率いられていた。彼らは課役賦課を免除される存在であり、奈良町中に住む都市民としての性格を有していた。

次に西洞院家の場合では、輿舁の運用についても洛中諸地域から雇用する輿舁と膝下荘園（紫竹）から徴発する輿舁の二系統が存在したことが明らかとなった。この二者の間には一定程度の使い分けがあり、政治性を帯びる儀式への参加や厳儀が求められる場合などは、後者が優先される傾向にあった。

また西洞院家に使役される輿舁たちに特権が与えられた形跡は確認されないが、紫竹輿舁の場合、輿舁たちに人足役が賦課されたとき、西洞院時慶が内々に有力者に働きかけ、彼らの人足役免除を獲得した事例が検出された。これは自らの家政機関の一部として紫竹輿舁を重視し、格別に保護を加える姿勢を示しているといえる。前近代における遠行等の移動は常に危険が伴うものであり、その行程の安全は輿舁により担保された。西洞院家に見える輿舁への優遇は、道行における専門職能集団としての敬意と信頼によって生じたものであると考えられる。

最後の結章では、駕輿丁の多様な商業活動の根本的な要因となった課役免除権利の源泉について再度考察した。このとき、行幸に際して天皇の権威が効果的に発動されるためには駕輿丁の存在が不可欠である点に着目した。つまり、駕輿丁は天皇の権威を表象する主体なのである。これは、朝廷所属の供御人と好対照をなす要因と考えた。供御人は天皇権威の表象たる食事に用いる食材を天皇の腕となって集める主体であり、御所の内と外の違いはあったとしても、天皇の権威表象を支える職能集団として供御人と駕輿丁は近しい役割をもつからだ。ここから彼らが勤仕の反対給付としての獲得する特権は、天皇の権威を表象するからこそもたらされ、特権の根源的な発生源は天皇の権威にあったものと考えられる。